

当初申告において申告書Aを使用した方の修正申告書の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、当初申告において申告書Aを使用し医療費控除の申告をした後に配偶者の所得金額に異動があることが判明した場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。(5ページ参照)

手順2
6ページ
参照

手順3
11ページ
参照

○ ○ 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 B FA0123

住所 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXX

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 国税 太郎

性別 男 職業 会社員 年齢 49 生年月日 11/16

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	その他の
事業等 7	課税される所得金額 (26) 2679000	医療費控除 (11) 243000	専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
農業 8	上の②に対する税額又は第三表の② (27) 170400	社会保険料控除 (12) 1057197	青色申告特別控除額 (51) 0
不動産 9	配当控除 (28) 7140000	生命保険料控除 (14) 105000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
利子 10	雑 7	地震保険料控除 (15) 21000	平均課税対象金額 (55) 170400
配当 11	雑損控除 (10) 5226000	寄附金控除 (16) 0	配偶者の合計所得金額 (49) 650000
給与 12	雑損控除 (10) 5226000	寡婦・寡夫控除 (18) 0	専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
公的年金等 13	所得から差し引かれる金額 (25) 2546197	勤労学生・障害者控除 (19) 0	青色申告特別控除額 (51) 0
その他 14		配偶者(特別)控除 (21) 110000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
短期 15		扶養控除 (23) 630000	平均課税対象金額 (55) 170400
長期 16		基礎控除 (24) 380000	配偶者の合計所得金額 (49) 650000
一時 17		合計 (25) 2546197	専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
事業等 18			青色申告特別控除額 (51) 0
農業 19			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
不動産 20			平均課税対象金額 (55) 170400
利子 21			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
配当 22			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
給与 23			青色申告特別控除額 (51) 0
公的年金等 24			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
その他 25			平均課税対象金額 (55) 170400
短期 26			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
長期 27			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
一時 28			青色申告特別控除額 (51) 0
事業等 29			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
農業 30			平均課税対象金額 (55) 170400
不動産 31			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
利子 32			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
配当 33			青色申告特別控除額 (51) 0
給与 34			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
公的年金等 35			平均課税対象金額 (55) 170400
その他 36			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
短期 37			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
長期 38			青色申告特別控除額 (51) 0
一時 39			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
事業等 40			平均課税対象金額 (55) 170400
農業 41			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
不動産 42			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
利子 43			青色申告特別控除額 (51) 0
配当 44			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
給与 45			平均課税対象金額 (55) 170400
公的年金等 46			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
その他 47			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
短期 48			青色申告特別控除額 (51) 0
長期 49			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
一時 50			平均課税対象金額 (55) 170400
事業等 51			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
農業 52			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
不動産 53			青色申告特別控除額 (51) 0
利子 54			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
配当 55			平均課税対象金額 (55) 170400
給与 56			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
公的年金等 57			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
その他 58			青色申告特別控除額 (51) 0
短期 59			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
長期 60			平均課税対象金額 (55) 170400
一時 61			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
事業等 62			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
農業 63			青色申告特別控除額 (51) 0
不動産 64			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
利子 65			平均課税対象金額 (55) 170400
配当 66			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
給与 67			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
公的年金等 68			青色申告特別控除額 (51) 0
その他 69			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
短期 70			平均課税対象金額 (55) 170400
長期 71			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
一時 72			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
事業等 73			青色申告特別控除額 (51) 0
農業 74			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
不動産 75			平均課税対象金額 (55) 170400
利子 76			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
配当 77			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
給与 78			青色申告特別控除額 (51) 0
公的年金等 79			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
その他 80			平均課税対象金額 (55) 170400
短期 81			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
長期 82			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
一時 83			青色申告特別控除額 (51) 0
事業等 84			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
農業 85			平均課税対象金額 (55) 170400
不動産 86			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
利子 87			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
配当 88			青色申告特別控除額 (51) 0
給与 89			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
公的年金等 90			平均課税対象金額 (55) 170400
その他 91			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
短期 92			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
長期 93			青色申告特別控除額 (51) 0
一時 94			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
事業等 95			平均課税対象金額 (55) 170400
農業 96			配偶者の合計所得金額 (49) 650000
不動産 97			専従者給与(控除)の合計額 (50) 650000
利子 98			青色申告特別控除額 (51) 0
配当 99			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52) 2700
給与 100			平均課税対象金額 (55) 170400

修正申告をする場合は、「修正」と記入します。

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を
切り捨てた金額(黒
字の金額が100円
未満の場合は「0」)
を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又
は「-」をつけてそ
のままの金額を記
入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページ及び申告書第五表(修正申告用・別表)控用裏面の「書き方とご注意」を参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にあって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にあって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にあって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

80000
~~70000~~

【第五表】

(修正申告により異動する事項)	修正前	修正後
配偶者の所得金額	120,000 円	650,000 円

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表) FA0048

住所 ○○市△△町X-X X-X
フリガナ コクセイ タロウ
氏名 国税 太郎

○ 修正前の課税額 (単位は円)		税金の計算	
事業等	①	復興特別所得税額	3011
業	②	所得税及び復興特別所得税の額	146411
不動産	③	外国税額控除	
利子	④	所得税及び復興特別所得税の額	171200
配当	⑤	所得税及び復興特別所得税の額	-24789
給与	⑥	所得税及び復興特別所得税の額	0
雑	⑦	所得税及び復興特別所得税の額	24789
総合課税・一時	⑧		
合	⑨		
雑損控除	⑫		
医療費控除	⑬	243000	
社会保険料控除	⑭	1057197	
生命保険料控除	⑯	105000	
地震保険料控除	⑰	21000	
寄附金控除	⑱		
寡婦・寡夫控除	㉑	0000	
勤労学生・障害者控除	㉒	0000	
配偶者(特別)控除	㉓	380000	
扶養控除	㉔	630000	
基礎控除	㉕	380000	
合	㉖	2816197	
課税される所得金額	㉗	2409000	
税額	㉘	000	
計	㉙	143400	
配当控除	㉚		
差引所得税額	㉛	143400	
災害減免額	㉜		
所得税額	㉝	143400	

第五表は、申告書第五表 控用裏面の「書き方とご注意」を参照してください。

修正前の金額を転記

修正前の金額を転記

申告書第五表 控用裏面の「書き方とご注意」参照

修正申告書の記載について

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を申告書第五表(修正申告用・別表)に、修正申告額を申告書B第一表に記入します(当初申告において、申告書Aを使用している場合であっても、修正申告書は申告書Bを使用します)。
- また、分離課税の所得がある場合には、併せて申告書第三表(分離課税用)を、前年以前からの繰越損失を本年分の所得から差し引くと赤字になる場合又は平成29年分の所得が赤字になる場合には、申告書第四表(損失申告用)を併せて使用します。